

議案第七十六号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十七年十一月二十四日

提出者 杉並区長 山 田 宏

第一条 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例  
杉並区長等の給与等に関する条例（昭和三十二年杉並区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（給料、調整手当、通勤手当及び旅費の支給方法等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

給料の支給方法その他支給並びに調整手当及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

第四条の次に次の二条を加える。

（期末手当の支給方法等）

第五条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月及び十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

- 一 別表第一に規定する給料の月額に調整手当の月額を加えた額
- 二 前号の額に百分の二十を乗じて得た額
- 三 別表第一に規定する給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額  
(退職手当)

第六条 退職手当については、別に条例で定める。

別表第一中「第二条」を「第二条、第五条」に改める。

第二条 杉並区長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条、第四条の見出し及び同条第一項並びに第五条第一号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第三条 杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項本文中「この条において、」を削り、「者」を「もの」に改め、同項ただし書中「これらの」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、「杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。）第二十九条第二項本文の規定に基づいて期末手当を受ける職員の例により一定の割合」を「三月に支給する場合においては百分の三十、六月及び十二月に支給する場合においては百分の百六十五」に改め、同条第三項中「場合は、引続き」を「ときは、引き続き」に改め、同条第四項中「給与条例」を「杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）」に改め、「」に対して支給する期末手当」を削る。

第四条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和五十四年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（給料、調整手当、通勤手当、退職手当及び旅費の支給方法等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

給料の支給方法その他支給並びに調整手当及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

第七条の次に次の一条を加える。

（期末手当の支給方法等）

第八条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月及び十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

一 第二条に規定する給料の月額に調整手当の月額を加えた額

二 前号の額に百分の二十を乗じて得た額

三 第二条に規定する給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額

第五条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条、第七条の見出し及び同条第一項並びに第八条第一号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第六条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成三年杉並区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 調整手当及び通勤手当の額は、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

第四条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月及び十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額とする。

一 第二条第一項各号に規定する給料の月額に調整手当の月額を加えた額

二 前号の額に百分の二十を乗じて得た額

三 第二条第一項各号に規定する給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額

第七条 杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項、第二項及び第三項第一号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第二条、第五条及び第七条の規定は、同年四月一日から施行する。

( 提案理由 )

区長等の期末手当の額の算定方法を改める等の必要がある。

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第一条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例  
旧 条 例

（給料、調整手当、通勤手当及び旅費の支給方法等）

第四条 給料の支給方法その他支給並びに調整手当及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

（支給の方法等）

第四条 給料の支給方法及び第二条に定めるその他の給与（退職手当を除く。）の額、支給方法その他支給に関しては、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、期末手当の額については、同条例第二十九条第二項本文及び第四項の規定の適用を受ける職員の例によるものとし、同項中「給料月額及びこれに対する調整手当の月額合計額に職務段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で規則で

2  
略

( 期末手当の支給方法等 )

第五条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月及び十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に關しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

一 別表第一に規定する給料の月額に調整

2  
略

定める割合を乗じて得た額（規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）とあるのは「給料月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に百分の二十を乗じて得た額並びに給料月額に百分の二十五を乗じて得た額の合計額」とする。

<p>手当の月額を加えた額</p> <p>二 前号の額に百分の二十を乗じて得た額</p> <p>三 別表第一に規定する給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額</p> <p>(退職手当)</p> <p>第六条 退職手当については、別に条例で定める。</p>	<p>新 条 例</p> <p>第二条による改正(杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正)</p>
<p>(給料及びその他の給与)</p> <p>第二条 区長等の給料の額は、別表第一によることとし、その他の給与として地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。</p> <p>(給料、地域手当、通勤手当及び旅費の支給方法等)</p> <p>第四条 給料の支給方法その他支給並びに地</p>	<p>旧 条 例</p> <p>(給料及びその他の給与)</p> <p>第二条 区長等の給料の額は、別表第一によることとし、その他の給与として調整手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。</p> <p>(給料、調整手当、通勤手当及び旅費の支給方法等)</p> <p>第四条 給料の支給方法その他支給並びに調</p>



域手当及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

## 2 略

（期末手当の支給方法等）

第五条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合には百分の三十、六月及び十二月に支給する場合には百分の百六十五を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

- 一 別表第一に規定する給料の月額に地域手当の月額を加えた額

## 二及び三 略

整手当及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

## 2 略

（期末手当の支給方法等）

第五条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合には百分の三十、六月及び十二月に支給する場合には百分の百六十五を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

- 一 別表第一に規定する給料の月額に調整手当の月額を加えた額

## 二及び三 略

第三条による改正（杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

新 条 例

(期末手当)

第八条 議長・副議長・委員長・副委員長及び議員で三月一日、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）に在職するものに対しては、期末手当を支給する。ただし、基準日前一月以内に、退職し、失職し、除名され、又は死亡した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ 基準日現在（前項ただし書に規定する者にあつては、退職・失職・除名又は死亡の日現在）における第二条に定める報酬月額及びその報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月及び十二月に支給する場合においては百分の百六十五

旧 条 例

(期末手当)

第八条 議長・副議長・委員長・副委員長及び議員で三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）に在職する者 に対しては、期末手当を支給する。ただし、これらの基準日前一月以内に、退職し、失職し、除名され、又は死亡した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ 前項の基準日現在（前項ただし書に規定する者にあつては、退職・失職・除名又は死亡の日現在）における第二条に定める報酬月額及びその報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。）第二十九条第二項本文

を乗じて得た額に、  
 基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	
三月	六月	百分の百
一月十五日以上三月未満	三月以上六月未満	百分の六十
一月十五日未満	三月未満	百分の三十

3 議長・副議長・委員長・副委員長及び議員が議員の身分を離れた場合において、その月又は翌月に再び議員に就職したとき

の規定に基づいて期末手当を受ける職員の場合により一定の割合を乗じて得た額に、前項の基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	
三月	六月	百分の百
一月十五日以上三月未満	三月以上六月未満	百分の六十
一月十五日未満	三月未満	百分の三十

3 議長・副議長・委員長・副委員長及び議員が議員の身分を離れた場合において、その月又は翌月に再び議員に就職した場合

<p>は、引き続き議員として在職したものとみなす。</p> <p>4 期末手当の支給方法は、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の適用を受ける職員</p> <p>の例による。</p>	<p>第四条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>
<p>は、引続き議員として在職したものとみなす。</p> <p>4 期末手当の支給方法は、給与条例</p> <p>の適用を受ける職員に対して支給する期末手当の例による。</p>	<p>（支給方法等）</p> <p>第七条 給料の支給方法及び第三条に定める手当（退職手当を除く。）の額、支給方法その他支給に関しては、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の適用を受ける職員の場合において、期末手当の額については、</p> <p>旧 条 例</p>
<p>（給料、調整手当、通勤手当、退職手当及び旅費の支給方法等）</p> <p>第七条 給料の支給方法その他支給並びに調整手当及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員</p> <p>の例による。</p>	<p>（支給方法等）</p> <p>第七条 給料の支給方法及び第三条に定める手当（退職手当を除く。）の額、支給方法その他支給に関しては、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の適用を受ける職員の場合において、期末手当の額については、</p>

2 及び 3 略

( 期末手当の支給方法等 )

第八条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百

同条例第二十九条第二項本文及び第四項の規定の適用を受ける職員の例によるものとし、同項中「給料月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）」とあるのは「給料月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に百分の二十を乗じて得た額並びに給料月額に百分の二十五を乗じて得た額の合計額」とする。

2 及び 3 略

<p>分の三十、六月及び十二月に支給する場合          においては百分の百六十五を乗じて得た額          とし、その支給方法その他支給に關して          は、給与条例の適用を受ける職員の例によ          る。</p> <p>一 第二条に規定する給料の月額に調整手          当の月額を加えた額</p> <p>二 前号の額に百分の二十を乗じて得た額</p> <p>三 第二条に規定する給料の月額に百分の          二十五を乗じて得た額</p>	<p>第五条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に          關する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p> <p>（その他の給与）</p> <p>第三条 教育長に対しては、給料のほか、そ          の他の給与として地域手当、通勤手当、期          末手当及び退職手当を支給する。</p>	<p>（その他の給与）</p> <p>第三条 教育長に対しては、給料のほか、そ          の他の給与として調整手当、通勤手当、期          末手当及び退職手当を支給する。</p> <p>旧 条 例</p>
--	--	--

(給料、地域手当、通勤手当、退職手当及び旅費の支給方法等)

第七条 給料の支給方法その他支給並びに地域手当及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、杉並区職員の給与に関する条例(昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

2 及び 3 略

(期末手当の支給方法等)

第八条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合には百分の三十、六月及び十二月に支給する場合には百分の百六十五を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

一 第二条に規定する給料の月額に地域手当の月額を加えた額

(給料、調整手当、通勤手当、退職手当及び旅費の支給方法等)

第七条 給料の支給方法その他支給並びに調整手当及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、杉並区職員の給与に関する条例(昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

2 及び 3 略

(期末手当の支給方法等)

第八条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合には百分の三十、六月及び十二月に支給する場合には百分の百六十五を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

一 第二条に規定する給料の月額に調整手当の月額を加えた額

二及び三 略

二及び三 略

第六条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（その他の給与）

（その他の給与）

第四条 略

第四条 略

2 調整手当及び通勤手当の額は、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

2 前項に定める手当（退職手当を除く。）の額は、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、期末手当の額については、同条例第二十九条第二項本文及び第四項の規定の適用を受ける職員の例によるものとし、同項中「給料月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（規則で



3|

期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月及び十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額とする。

一 第二条第一項各号に規定する給料の月額に調整手当の月額を加えた額

二 前号の額に百分の二十を乗じて得た額

三 第二条第一項各号に規定する給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額

4|  
略

定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とあるのは「給料月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に百分の二十を乗じて得た額並びに給料月額に百分の二十五を乗じて得た額の合計額」とする。

3|  
略

<p>(その他の給与)</p> <p>第四条 常勤の監査委員に対しては、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。</p>	<p>新 条 例</p> <p>第七条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）</p>	<p>5  略</p> <p>6  略</p> <p>7  第四項の規定による遺族の範囲及びその退職手当を受ける順位、遺族からの排除、刑事事件に関し退職した場合等における退職手当の取扱い、退職手当の支給の一時差止め、退職手当の返納その他退職手当の支給に関しては、杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十一号）の適用を受ける職員の退職手当について定められているものの例による。</p>
<p>(その他の給与)</p> <p>第四条 常勤の監査委員に対しては、調整手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。</p>	<p>旧 条 例</p> <p>第七条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）</p>	<p>4  略</p> <p>5  略</p> <p>6  第三項の規定による遺族の範囲及びその退職手当を受ける順位、遺族からの排除、刑事事件に関し退職した場合等における退職手当の取扱い、退職手当の支給の一時差止め、退職手当の返納その他退職手当の支給に関しては、杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十一号）の適用を受ける職員の退職手当について定められているものの例による。</p>

2 地域手当及び通勤手当の額は、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合には百分の三十、六月及び十二月に支給する場合には百分の百六十五を乗じて得た額とする。

一 第二条第一項各号に規定する給料の月額に地域手当の月額を加えた額

二及び三 略

4  
4  
7  
略

2 調整手当及び通勤手当の額は、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合には百分の三十、六月及び十二月に支給する場合には百分の百六十五を乗じて得た額とする。

一 第二条第一項各号に規定する給料の月額に調整手当の月額を加えた額

二及び三 略

4  
4  
7  
略